

奄美群島出身者の奨学生募集規程

奄美群島出身者の奨学生募集に関して次の通り定める。

本募集規程に定めのない事項は当奨学会ホームページ上の「募集案内」を適用する。本募集規程と募集案内との間に矛盾抵触がある場合には募集案内が優先する。

- 応募資格 (1)応募者本人又は父か母が奄美群島出身者であること。
その証明する書類・資料の提出を求めることがある。
- (2)首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に所在する大学・大学院に限る。
ただし、医学部生は事情により他の地域に所在する大学を認めることがある。
- (3)医学部生は、医学部を卒業し医師国家資格を取得した後に鹿児島県徳之島で病院・診療所を開業するか鹿児島県徳之島の病院・診療所に勤務することにより、連続又は通算して15年以上鹿児島県徳之島において医師としての業務に従事することを承諾する者に限る。
- 募集人数 毎年5名とする。
上記の別枠で医学部生を当奨学会通算総数で3名とする。
- 給付奨学金 (医学部生以外に対する給付)
月額12万円を12ヶ月間(4月1日から翌年3月31日まで)給付する。
(医学部生に対する給付)
大学入学から卒業までの入学金及び授業料の全額を給付する。ただし、1名あたり3千万円を限度とする。
- 給付条件 (奨学生共通)
・給付期間中のみならず給付終了後も連絡先を変更する場合は、当奨学会に対して、変更後の連絡先を通知するものとする。
(医学部生の場合)
・医学部を卒業し医師国家資格を取得した後に鹿児島県徳之島において直ちに医師としての業務を開始できない事情が生じた場合、又は、医師としての業務を開始した後にこれを中断する場合は、当奨学会に対して、その旨を理由とともに通知するものとする。
・上記「応募資格」記載(3)の承諾内容を順守しなかった場合は、速やかに給付奨学金の全額を返還するものとする。
- 施行日 令和6年(2024年)6月6日から施行する。
- 改定日 令和6年(2024年)8月1日に改定した。